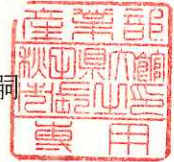


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 31 日

大館市長 福原 淳嗣



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
上川沿 2 地区（舟場、根下戸）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和 2 年 3 月 18 日
3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者の状況
個人 11 経営体
法人 3 経営体
4. 地域農業のあり方
○舟場
認定農業者は不在であるが、集落の農地の内、12ha は基盤整備事業により大区画化となっており、1 法人が耕作している。また、認定農業者 5 経営体が入作で耕作しており、話し合いの結果では、集落内から新たな担い手が見込めないため、現在耕作している地区外の担い手への集積を進める。
○根下戸
認定農業者は不在であるが、集落内で担い手の育成に対する要望が多く、比較的耕作面積が大きく、アンケート等でも地域の担い手として要望されている 4 経営体が集落の農地を担っていくとともに、現在耕作している地区外の担い手への集積もあわせて進める。
○その他
舟場、根下戸集落の農地は一体的に取り組むことが望ましいという声は両集落から挙げられており、両集落の農業者等で構成する「農業を考える会」において、市の重点戦略作物である枝豆の作付けや各種取り組みについて検討を進める。
5. 農地中間管理機構の活用方針
アンケート結果では農地中間管理事業について、あまり認知されていないことが判明したが、地区内で機構を活用している担い手も多いことから、機構の活用を波及させ中心経営体への貸付けを推進する。